事務所だより

第86号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所

京都市伏見区

離婚と年金分割（第2回）

離婚という結論に至ったときに、財産分与とともに年金も分割できる制度があります。
離婚による年金の分割についてご紹介いたします。

金額の分割ではない

離婚を考える方や離婚した方から、「離婚したら相手の年金の半分がもらえる、と聞いた。いくらぐらいもらえるのか。」と相談を受けることがあります。

年金の分割のことを、配偶者が受け取る“年金の金額を分ける”とイメージされる方が多いようです。

実際には、金額を分けるのではなく、次の①に当てはまる標準報酬月額（参考一）と標準賞与額（参考二）の記録（年金受給額を決める基になる部分）を②と③に当てはめて分けています。

① 年金の分割ができるのは、配偶者が厚生年金保険または共済年金（以下、被用者年金制度と表示します。）に加入している期間のうちの婚姻期間のみで、独身期間は含まれない

② ①の期間のうち夫婦とも厚生年金保険または共済年金に加入している場合は、お互いの加入期間中の標準報酬月額や標準賞与額を足して分割する

③ 年金の分割をするために、按分割合（参考三）を定めておく

なお、加入期間月数を分けることはできませんので、年金の分割をしても年金加入期間は増減しません。

分割方法は二種類

年金の分割方法には、二種類あります。

一つは『合意分割』という方法で、分割の按分割合を話し合いで合意するか、合意できなければ家庭裁判所の調停や審判（離婚訴訟の場合もあります。）で決定して分割手続きをする方法です。

ただし、平成十九年四月一日以後に離婚あるいは事実婚を解消していることが前提となります。

もう一つは『三号分割』という方法で、平成二十年四月一日以後に国民年金第三号被保険者期間のある方が、相手の合意なしに分割手続きできる方法です。

ただし、平成二十年四月一日以後の国民年金第3号被保険者期間であって、平成二十年五月一日以後に離婚あるいは事実婚を解消していることが前提となります。

次回は、年金の分割対象者等についてご紹介します。

（参考一）
標準報酬月額とは
毎月の給与額から天引きされる社会保険料は、毎月の給与総支給額を基に計算しているのではなく、あらかじめ一定の幅で給与額（報酬月額）を区切り、その区切りごとを一等級として区分したものを使って計算しています。
健康保険では月額五万八千円から百三十九万円までの五十等級に区分し、厚生年金保険では月額八万八千円から六十二万円までの三十一等級に区分しています。
この区分を「標準報酬」といい、「標準報酬」に給与額（報酬月額）を当てはめたものを「標準報酬月額」といいます。

（参考二）
標準賞与額とは
賞与（ボーナス・一時金）額の千円未満の端数を切り捨てたものを「標準賞与額」といいます。

（参考三）
按分割合とは
夫と妻の標準報酬の記録（年金支給額を決める基）を分ける割合のことで、下限と上限が表示されます。

アウトソーシングしてみませんか？

≪各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。≫

給与計算代行
毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 ＋ 社会保険関係手
給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 ＋ 顧問契約
給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

社会保険の被保険者資格取得の基準

平成二十八年十月一日から社会保険の被保険者資格取得の基準が変わりました。

従来の資格取得の基準は、昭和五十五年六月六日に当時の厚生省保険局保険課長、社会保険庁医療保険部健康保険課長、社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長の連名で都道府県民生主管部（局）保険課（部）長宛に内かんとして出されたものです。

今回の短時間労働者に対する適用拡大にあわせて、資格取得の基準を厚生年金保険法第十二条に明記されました。

厚生年金保険法第十二条

（適用除外）

第十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。

一～四（略）

五、事業所に使用される者であって、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの

（略）

従来の取り扱いは、『一日または一週の所定労働時間および一月の所定労働日数が常時雇用者のおおむね四分の三以上』『この基準に該当しない場合であっても就労形態や勤務内容等から常用的使用関係にあると認められる場合は被保険者となる』としていました。

今回の変更により、『一週の所定労働時間および一月の所定労働日数が常時雇用者の四分の三以上』となり、基準に該当しない場合の対応が廃止されました。

ただし、平成二十八年九月三十日以前からすでに被保険者の場合は、平成二十八年十月一日以降も引き続き被保険者となります。

第一九二回臨時国会が開幕

九月二十六日に第一九二回臨時国会が開幕しました（会期末十一月三十日）。

労働関連では、次の法案が先の国会から継続審議しています。

［継続審議］

・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案
・労働基準法等の一部を改正する法律案
・公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

また、年金受給資格期間の短縮（二十五年→十年）を平成二十九年度中に実施するための年金機能強化法改正案が新たに提出されました。

［九月二十六日提出］

・公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

なお、これから国会で審議中の平成二十八年度第二次補正予算による措置として、八つの助成金制度改正が予定されています。

十月の労務手続［提出先・納付先］

一日～七日
○全国労働衛生週間実施期間

十一日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）［公共職業安定所］
○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）［労働基準監督署］

三十一日
○労働者死傷病報告の提出（休業四日未満、七月～九月分）［労働基準監督署］
○労働保険料の納付（延納第二期分）【口座振替を利用しない場合】［郵便局または銀行］
○健保・厚年保険料の納付［郵便局又は銀行］
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出［年金事務所］
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］

編集後記

九月下旬からの連日の蒸し暑さに、夏バテならぬ秋バテになっていました。

十月に入り、少しは秋を感じさせる風が吹くかと期待していましたが、本日は台風による強い風が吹いています。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所
〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・FAX 075-611-5300
e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com